

徳島県規則第二十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同一の2の(一)の
「六百二十八万五千円」を「六百七十七万五千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千百八

十円」を「千二百三十円」に改め、同表の三の3の(一)中

一八、七〇〇円	二四、〇〇
三一、〇〇〇円	四〇、一〇

〇円	三五、六〇〇円	四一、五〇〇円	五三、九〇〇円	七、八〇〇円
〇円	五五、八〇〇円	六五、三〇〇円	八二、二〇〇円	一一、三〇〇円

を

九、二〇〇円	二四、六〇〇円	三六、五〇〇円	四三、六〇〇円	五五、二〇〇円
一、八〇〇円	四一、一〇〇円	五七、二〇〇円	六六、九〇〇円	八四、三〇〇円

八、〇〇〇円	六、一〇〇円	八、二〇〇円	一一、三〇
一、六〇〇円	九、九〇〇円	一二、九〇〇円	一八、三〇

に改め、同3の(一)中

〇円	一五、〇〇〇円	一八、九〇〇円	二、六〇〇円	六、三〇〇円
〇円	二一、八〇〇円	二七、四〇〇円	三、六〇〇円	一〇、一〇〇円

を

八、四〇〇円	一一、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円	二、七〇〇円
三、二〇〇円	一八、八〇〇円	二二、三〇〇円	二八、一〇〇円	三、七〇〇円

に改め、同表の六の2の(一)中「六十五万五千円」を「七十万六千円」に改め、同2の(一)中

「三十一万八千円」を「三十四万三千円」に改め、同表の八の3の(二)の中「四千七百元」を「四千八百円」に改め、同(二)の中「五千円」を「五百円」に改め、同(二)の中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表の九の3の(一)の中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千円」に改め、同3の(二)の中「十七万九百円」を「十七万五千二百円」に改め、同表の十一の4の(二)中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表の十二の2中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、令和五年四月一日から適用する。